東京都廃棄物規則(平成五年東京都規則第十四号)新旧対照表(抄)

牧正案	<b></b>
目次 (現行のとおり)	三次 (路)
第一条から第十九条の二まで (現行のとおり)	第一条から第十九条の二まで (略)
(産業廃棄物再生利用業の指定申請)	(産業廃棄物再生利用業の指定申請)
第二十条 (現行のとおり)	無二十条 (磊)
2から4まで (現行のとおり)	こから4まで (略)
5 (現行のとおり)	で (魯)
一(現行のとおり)	(智)
ニ (現行のとおり)	11 (智)
イからへまで (現行のとおり)	イからへまで (略)
こ ガス小売事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一	ニ 一般ガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一
号)第二条第三項に規定する者をいう。)、一般ガス導管事業	号) 第二条第二項に規定する者をいう。)が行うガス工作物 (同
者(同条第六項に規定する者をいう。)又はガス製造事業者(同	<u> 法第二条第十三項に規定する工作物をいう。)の設置又は変更</u>
条第十項に規定する者をいう。) が行うガス工作物(同条第十	○ H <del>···································</del>
三頃に規定する工作物をいう。) の設置又は変更の工事	
三 (現行のとおり)	11] (智)
第二十一条から第三十五条まで (現行のとおり)	第二十一条から第三十五条まで (略)
別記第一号様式から第二十六号様式まで (現行のとおり)	別記第一号様式から第二十六号様式まで (略)